

子 幼 第 5 7 1 号

平成30年3月27日

崇仁保育所育成会 会長 御中

京都市子ども若者はぐくみ局  
幼保総合支援室公営保育所課長

**「崇仁保育所の民間移管に関する抗議書兼要求書」及び「平成30年2月20日意見交換会読み上げ文書」に係る見解及び回答について**

日頃は、本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

標記の文書につきまして、3月5日に開催した第15回市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」という。）において、一部の見解及び回答をお示ししましたが、改めて本市の考えや事実とは異なる点について、以下のとおり、見解及び回答をお伝えします。

今後も引き続き、保護者の皆様の不安を解消しつつ、移管を進めてまいります。

記

**<崇仁保育所の民間移管に関する抗議書兼要求書>**

**1 要求に対する回答**

(1) 市営保育所移管先選定部会は保護者会との意見交換会を実施する。

選定部会として保護者の皆様全員に意見票を配布し、意見をお聴きしたところであり、募集要項策定に当たって、再度意見交換を実施することはいたしません。

(2) 京都市長は安保千秋部会長及び菱田委員を解嘱する。

(3) 京都市子ども・子育て会議会長は安保千秋部会長及び菱田委員を市営保育所移管先選定部会の委員から解任する。

(4) 京都市子ども・子育て会議会長は安保千秋部会長を部会長から解任する。

(2)から(4)までの要求につきまして、京都市子ども・子育て会議及び選定部会の運営に関する法的根拠である「京都市子ども・子育て会議条例」には、委員の解嘱を第三者が請求する規定はございません。

**2 記載された内容に関する本市の見解**

(1) 1ページ7行目「同部会のその後の審議においては、私たちの意見はまるでなかったことのように扱われ、取り上げられたり審議されたりすることは全くありませんでした。」

**【本市の見解】**

ここで記載いただいている「同部会のその後の審議」とは2月20日の第14回選定部会における崇仁保育所保護者と選定部会委員との意見交換以降の審議

を指すものと思われませんが、意見交換に参加した崇仁保育所育成会の保護者の方から、未だとりまとめられていない募集要項（案）に対して意見交換することはできないとの申し出があったことを受け、部会長の判断により、保護者の意見をお伺いすることにさせていただきました。

このような状況から、「同部会のその後の審議」において、その場でも出された意見を取り上げ、審議しなかったものです。

なお、意見としてお伺いした障害児の受入れについては、第15回選定部会において審議していただいております。

**(2) 1 ページ 13 行目「選定部会は私たちの意見を聞き置くだけで、真剣に受け止めて対応するつもりがない」**

**【本市の見解】**

選定部会では、保護者の方の御意見を踏まえ、各委員が審議を行っており、こうした指摘は当てはまらないものと考えております。

**(3) 1 ページ 14 行目「選定部会は、重要な問題は公開の場では議論せず、密室で決めてしまうような不公正な会議」**

**【本市の見解】**

まずもって、一番重要だと考えられる民間移管後の保育内容を担保する募集要項（案）については、選定部会において、保護者の方からの御意見も踏まえながら、公開の場で議論を行ってきたところです。

こうした中、意見交換については、崇仁保育所育成会と日程を調整したうえで、2月20日に適切に開催しており、3月5日の選定部会において、部会長が各委員に対し、選定部会として意見交換を再度実施しないことを確認したうえで、決定しております。

こうした経過のとおり、重要な問題は公開の場では議論せず、密室で決めてしまうような不公正な会議といった指摘は当てはまらないものと考えております。

なお、意見交換の際に各選定部会委員が予定していた質問については、2月20日の選定部会の終了後、選定部会事務局（京都市）が確認のうえ、保護者全員を対象にアンケートを実施しております。

**(4) 2 ページ 2 行目「2月6日の選定部会において募集要項案についての重大な変更を行う方向性が示されたのに」**

**【本市の見解】**

2月6日の選定部会で、委員から出された意見について、2月6日及び20日の選定部会の段階では本市として「重大な変更を行う方向性」を示したことはありません。

- (5) 2 ページ 4 行目「分厚い資料を保護者に配布しさえすれば説明が完了したとする京都市の言い分」

【本市の見解】

資料の配布に当たっては、選定部会における審議の内容を簡潔にまとめた概要版を作成して配布しているほか、保護者と選定部会委員との意見交換前に、複数回資料の内容を説明するための保護者説明会を開催するなど、これまでの民間移管時に比べても非常に丁寧な対応を行っており、分厚い資料を保護者に配布しさえすれば説明が完了したとの主張は本市の対応に当たらないものと考えております。

- (6) 2 ページ 5 行目「保護者が意見を言うべき対象となる募集要項案をある程度まで確定させておくことは、この間の意見交換会では最低限行われてきたことです。」

【本市の見解】

保護者と選定部会委員との意見交換前の募集要項案の策定状況は、これまでの民間移管の場合と比べても何ら変わりはありません。

- (7) 2 ページ 11 行目「安保千秋部会長に関しては、上記のとおり目の前で行われた保護者からの意見を完全に無視して審議を進行し」

【本市の見解】

2(1)でお示ししたとおりです。

- (8) 2 ページ 12 行目「意見交換会の開催という重要な問題を密室で決めてしまうという議事進行が行われており、部会長としての資質を欠き、明らかに不適任と言わざるを得ない」

【本市の見解】

意見交換を再度開催しない経過については、2(3)でお示ししたとおりです。

このため、部会長の議事進行には問題なく、資質を欠き、明らかに不適任といった指摘は当てはまらないものと考えております。

- (9) 2 ページ 20 行目「保護者から京都市に対して調査要求を行う事態」

【本市の見解】

これまで崇仁保育所の保護者から本市に対し、本件に関する調査を要求された事実はありません。

なお、崇仁保育所民営化を考える保護者の会から平成29年12月6日付けで「2017年11月28日の崇仁保育所対象選定部会での菱田委員の発言について」と題した文書が提出されておりますが、「今後この問題に対し選定部会と事務局に対し「調査」を実施するよう申し入れを検討していく次第です。」と記載され

ているのみであり、正式な調査要求は受けておりません。

(10) 2 ページ 25 行目「突然この問題を蒸し返し」

【本市の見解】

2月20日の選定部会において、菱田委員が本件に関して発言したのは、12月26日の選定部会において、事務局から当該発言については問題ないと説明し、菱田委員が特定の法人名を出したことについて謝罪した（摘録配布済み）にもかかわらず、保護者の方が再度、特定の法人名を出したことについて話されたため、菱田委員が直接保護者の方に確認をするために発言したものであり、突然この問題を菱田委員側から蒸し返したとの主張は当てはまらないものと考えております。

<平成30年2月20日意見交換会読み上げ文書>

1 各項目に対する回答

- (1) 移管について率直な意見交換をしたいとおっしゃるのであれば、私たち保護者がこれまで京都市に伝えてきた意見が、抜かりなく選定委員の方に理解していただいた上での議論がなされるべき。

崇仁保育所移転整備の経過等については、11月28日に選定部会を開催し、説明を行うことで、これまで保護者の方が一番心配されてきた児童への負担を軽減する方法について選定部会委員から御意見をいただくとともに、保護者説明会等における御意見を踏まえ、12月26日の選定部会で公表した募集要項案となったものです。

なお、このように移転及び民間移管に係るこれまでの経過等を説明し、御意見をいただくために選定部会を開催するということは、これまでにない取組であり、本市としては、最大限丁寧な対応をしたものと考えております。

また、保護者説明会の摘録や保護者の方が独自で実施したアンケートの結果等についても、本市から適宜選定部会委員に提供しております。

- (2) 京都市の対応に誠実さが感じられない。

まず、意見交換の実施にあたり、本市としては、12月26日の選定部会以降、事前の保護者説明会を計5回開催する等により、保護者の皆様から不明点をお聞きし、全て回答しております。

このうえで、当初1月16日に実施予定であった保護者と選定委員との意見交換の日程について、日程調整の中で1月29日、2月6日と延期し、さらには2月16日に開催する崇仁保育所育成会の総会で意見を取りまとめるため、それ以降に期日を変更して欲しいとの崇仁保育所育成会からの申し出があったことを受け、最終的に2月20日まで延期するなど柔軟に対応してきたところであり、一方的に日程を決めてきた訳ではありません。

また、資料の配布に当たっては、選定部会における審議の内容を簡潔にまとめた概要版を作成して配布する等、保護者の方にお忙しい中であっても、選定部会の状況が十分に御理解いただけるよう配慮しており、これまでの民間移管時に比べても非常に手厚い対応を行っているものと考えております。

- (3) 京都市から選定委員に対して情報不足であること、選定部会委員の持っている情報が京都市任せになっていたり、保護者の置かれた実態とずれている。
- (5) 京都市は事務局としての役割を再度確認して、委員の方への周知や教育をしていただくことが必要ではないかと考えている。

意向調査について、京都市から新しい選定部会委員に対して十分に説明できていなかった点については、お詫び申し上げます。

また、読上げ文書では、障害児の受入れについて、民間園での取組が進んでいない旨の内容となっていました。これまでに民間移管を行った保育園総体として受入数は増加しており、崇仁保育所移管後の保育園において懸念されることはないと考えております。

なお、障害のある子どもの受入れについて、子どもにとって最も望ましいのは、障害の有無にかかわらず、子どもがそれぞれの地域で育っていけることであり、このような幼児教育・保育環境を実現することが本市の目指すべき方向性であると考えております。

現に障害のある子どもの約8割を民間保育園が受け入れている本市の状況に鑑みても、市営保育所でしか障害児を受け入れられないという認識、あるいは、その状況が将来にわたって継続することを前提として、話を進めることは適切ではないと考えております。

また、今回、市の保育士を派遣することにより、障害児保育についても今まで以上の引継ぎができることから、今後の障害児の受入れについても適切に対応できるものと考えております。

#### (4) 民間園の保育の質についての議論について

これまでの移管先法人の選定に当たっては、事業計画及び運営実績の確認、また現地視察を実施し、審査を行っております。移管先法人の決定後は、市と移管先法人と保護者による三者協議会において、保育所運営について確認をしております。

また、保護者の方の提出された資料のうち、民間移管で子どもが受けている影響をまとめた資料について、民間移管を行った保育園で起こった事実であるかのように記載されております。

これまでの保護者説明会においても御説明させていただきましたが、乳児保育所に入所されていたお子さんが3歳になって、乳児ではない保育園に行かなければならない際に、入所先の保育所を自由に選んでいただける状態である中、移管

先法人が運営する保育園を選ばれ、そちらに通われるうちに円形脱毛症を発症したという例があることは既にお示ししておいております（平成29年5月17日の保護者説明会で説明済み）。

本市としては、転居や仕事の都合等で民間移管した保育園から転園した事例はありますが、民間移管により当該保育園に通えなくなったといった事例は、法人が把握している限り、これまでのところなく、年度初めに一部の子どもの様子に一定の変化がみられるものの、おおむね順調に移管先法人による運営に移行ができたのではないかと考えております。

## 2 記載された内容に関する本市の見解

- (1) 1 ページ9 行目「前回選定部会の2月6日、わずか2週間前の選定部会では保育士の派遣に関して5年案が否定されて3年とする、保育も市営と民間で一緒に担当するという大きな方針転換が再びありました。」

### 【本市の見解】

<崇仁保育所の民間移管に関する抗議書兼要求書>の2の(4)でお示ししたとおりです。

- (2) 1 ページ12 行目「保護者が未だ取りまとめられていない募集要項（案）に対して意見するというのはそもそも無理なことだと思います。」

### 【本市の見解】

<崇仁保育所の民間移管に関する抗議書兼要求書>の2の(5)及び<平成30年2月20日意見交換会読み上げ文書>の1の(2)でお示ししたとおり、事前に募集要項（案）について、しっかりと説明を行っております。

- (3) 1 ページ16 行目「適正な順序を踏んだ上で意見交換にのぞんでいただきたいと考えています。委員の皆様もお忙しいとは思いますが、適正な順序を踏んだ上で、場を設定していただきますようお願いいたします。」

本市としては、適正な順序を踏んでいると認識しております。

- (4) 1 ページ19 行目「聚楽保育所の選定部会では保護者への事前の周知が不十分であるとして意見交換会が延期になったと聞いています。」

### 【本市の見解】

聚楽保育所保護者と選定部会の意見交換の日程については、事前に聚楽保育所保護者から募集要項案に対する約180項目の質問が寄せられ、その回答を保護者が十分に確認する時間がなかったことや保護者説明会の開催が遅くなったこと等を踏まえ、崇仁保育所の審議に係る3回目の選定部会で開催する予定であった意見交換を4回目の選定部会での開催に延期したものです。

崇仁保育所保護者と選定委員との意見交換の日程については、当初1月16日

の開催を予定しておりましたが、日程調整の中で1月29日、2月6日と延期し、さらには2月16日に開催する崇仁保育所育成会の総会で意見を取りまとめるため、それ以降に期日を変更して欲しいとの崇仁保育所育成会からの申し出があったことを受け、最終的に2月20日まで延期しており、十分な対応を行ったものと考えております。